

# 『八幡愚童訓』諸本研究史再考

筒井大祐

## 【抄録】

蒙古襲来における八幡神（八幡大菩薩）の神徳を主題として成立した『八幡愚童訓』甲本は、八幡信仰研究の基礎資料である。その代表的本文として、これまでの諸本論や本文研究では、日本思想大系『寺社縁起』所収の翻刻本文が、広く利用されてきた。

その『寺社縁起』所収の翻刻本文は、石清水八幡宮社家の菊大路家に伝来した伝本の翻刻という側面からも、『八幡愚童訓』研究史上で重要視されてきたが、その底本は、菊大路本の原本ではなく、それを影写した東京大学史料編纂所所蔵の影写本である。この東京大学史料編纂所所蔵の影写本は、上巻前半部を欠失しており、これまでの研究史では、その欠失は菊大路家の原本に由来すると考えられてきたが、石清水八幡宮に所蔵される菊大路家の原本は、全四巻が完備した形で現存している。

本稿は、これまでの諸本論で等閑視されてきた、この菊大路本に対する研究史上の通説を訂正し、今後の『八幡愚童訓』研究の基礎とするものである。

キーワード：八幡信仰、蒙古襲来、石清水八幡宮菊大路家本、『八幡愚童記』、『八幡愚童訓』

## 序

中期の八幡縁起で最も代表的なのは、『八幡愚童訓』（以下、『愚童訓』）である。その『愚童訓』には、同名異書の二種類のものが知られており、その内容により「蒙古襲来を中心に述べたもの」を甲本（以下、甲本）、<sup>(1)</sup>「八幡神の神徳を述べたもの」を乙本（以下、乙本）と区別される。

この『愚童訓』甲本・乙本の両種は、八幡信仰研究の基礎資料として、学問分野を超えて広く利用されているが、その基礎的な諸本論や本文研究には、いまだ究明すべき問題が多い。

例えば『愚童訓』甲本の代表的本文は、日本思想大系『寺社縁起』に所収される翻刻本文<sup>(2)</sup>（以下、『寺社縁起』）だが、これは菊大路本を基にしながらも、他の伝本の本文を取り合わせたものである。

本稿は、これまでの諸本論を確認した上で、今後の『愚童訓』甲本の研究の基礎として、その課題を提示するものである。

## 一、問題の所在

『愚童訓』甲本の諸本論としては、諸本の冒頭部の本文の比較から、二系統に分類された上で系統図を示された、萩原龍夫氏や新城敏男氏の論考がある。また、小野尚志氏は『愚童訓』甲本・乙本の現存伝本を博搜され、それらを内容ごとに分類され、研究書としてまとめられた。

特に小野氏は、『愚童訓』甲本をA類からJ類、その他に分類されたが、その諸本論に関して、次のような課題を提示されている。

ところで、客観的な基準が立てられそうに考えられる諸本の分類というものの、その客観性を維持することが、意外に難しいのではないかと、「八幡愚童訓」の分類を試みながら感じ続けた。残念ながら、以下に記す分類は、系統図を示すというような結論に至っていない。

さらに諸本分類の目的を、

本書出版の主な目的は、「八幡愚童訓」研究の為の基礎資料を提出し、諸本の比較検討をより容易なものとする、ということにある。本書で示した分類案の再検討と、祖本の姿がより明確にされる為の一助となり、現在の私には未だよく見えない系統図が、いつか、どなたかの手で、確固たる形で示されることになったら、

これ以上の喜びはない。  
と記される。

小野氏によって『愚童訓』甲本の諸本分類が行われたが、各々の諸本の系統図の提示や古態本文の解明までには至っていない。また、今後の課題として、「分類案の再検討」や「祖本の姿」、「系統図」の解明を後考へ託された。

それに対して本文研究の課題としては、小助川元太氏が、

今後の研究の進展のためには、まず、甲類系『八幡愚童訓』の全貌を読みやすい形で示すことが必要であり、そのためにも記事量が最も多く、比較的古態を留めていると思われるA類本（筑紫本・群書類従本）を底本とした校注の刊行が急務であると考ええる。

として、小野氏の諸本論に拠りながら、小助川氏が古態性を認められるA類本を基にした校注本の必要性を示された。

本稿では、今後の『愚童訓』甲本の諸本論や本文研究を進めるにあたり、これまでの研究史では等閑視されてきた、菊大路本に対する通説の誤りを指摘したい。

## 二、菊大路本『八幡愚童記』に対する諸本論の通説

八幡信仰に関する研究論文などで『愚童訓』甲本を引用する際、最も用いられている代表的本文は、『寺社縁起』である。その解説として、萩原龍夫氏は、底本を次のように示している。<sup>(7)</sup>

底本は、鎌倉時代末期の写本と考えられる菊大路本（石清水八幡

宮蔵)の東京大学史料編纂所影写本であるが、上巻の前半部が欠けているので、京都大学本でこれを補った。【一】内がそれである。且つ、文中解しにくい字句の参考のために、最小限度必要と思われる字句を文明本から採って傍注とし(右傍「」内がそれである)、また、底本の欠を文明本によって補った(「」内がそれである)。

このように『寺社縁起』は、東京大学史料編纂所蔵の菊大路本の影写本(以下、東大影写本。)を底本として、その本文の欠失を京都大学本(以下、京大本。)や文明本で補った取り合わせ本である。なお、文明本とは、愛媛県八幡浜市八幡神社所蔵の文明十五(一四八三)年の奥書を有する伝本である。

ところで、『寺社縁起』の底本である東大影写本の下冊の巻末には、菊大路本を影写した年月が次のように記されている。<sup>(8)</sup>

右八幡愚童記

山城国綴喜郡八幡町菊大路縷清氏所蔵明治三十七年十二月採訪  
同三十九年六月影写了

この奥書から、東大影写本は明治三九(一九〇六)年六月に、石清水八幡宮の世家である菊大路家所蔵の伝本を影写したものと認められる。この時期に東京帝国大学が、菊大路家で『愚童訓』甲本を影写した理由は、『大日本古文书』編纂のためであろう。

明治から大正にかけて、東京帝国大学が『大日本古文书 家わけ四』として編纂した石清水八幡宮所蔵文書全六冊の内、一冊が『菊大路家文書』に充てられ、『大日本古文书 家わけ 四ノ六』として、

大正四(一九一五)年三月三十一日に刊行された。<sup>(9)</sup>ただし、そこに『愚童訓』は収録されていない。

この東大影写本は、菊大路本の本文を伝えるものだが、萩原氏が『寺社縁起』の解説で指摘されるように、「上巻の前半部が欠けている」ものであり、それは、これまでの諸本論でも指摘されてきた。

例えば川上市太郎氏<sup>(10)</sup>は、「八幡愚童記・・写本・・(元禄本、山城本)」として、菊大路本を次のように紹介された。

東京帝国大学史料編纂所に実写してある、之は書出しが「抑八幡大菩薩者仲哀天皇第四御子、御母儀ハ神功皇后ニ御座ス・・」で前述の各本と異なつてゐるが、内容は似たりである。此の本には奥書がある。

元禄十<sup>五</sup>丁 年三月廿五日裏打仕直シ也

当所柴座住人

経師

甚兵衛記

御社霧御次目時也

更に史料編纂所の記入がある。

右八幡愚童記山城国綴喜郡八幡町菊大路縷清氏所蔵明治三十七年十二月採訪同三十九年六月影写了

之も採訪者の見出したものを実写してあるが、文字も保存も立派である。

川上氏は、東大影写本の冒頭が他の伝本とは異なっている点を指摘された上で、奥書として、「元禄十年」の修理記録を挙げられる。

または澤恭三氏も、

八幡愚童訓の古写本として知られているものの第一は男山八幡宮の旧社家菊大路家に伝わった写本である。しかしこれは史料編纂所において影写せられたものに依って知られるのであるが、鎌倉末写本を伝えている。上下二巻の写しであるが、上巻は本末の二巻に分かれていたものであり、その本の巻は失われ、末の巻からの写しがある。端裏書に「八幡愚童記上末」と見えており、本文の書出しは

抑八幡大菩薩者仲哀天皇第四御子

からである。……下巻の方の写しは、端裏書に「八幡愚童記下」とあり、……その奥に

御社務御次目時也

と記し、その下に

元禄十<sub>五</sub>丁 年三月廿五日裏打仕直シ也

当所柴屋住人

経師

甚兵衛能当(花押)

江戸時代に修理をしたことを書留めてある。なお本書が京都府下八幡町の菊大路縷清氏所蔵のものを明治三十七年十二月に採訪し、同廿九年六月に影写した由を記してある。

と、川上氏と同じく、東大影写本の冒頭が欠失している点を指摘された上で、奥書として「元禄十年」の修理記録を記される。

さらに新城氏も、『愚童訓』甲本の諸本を二系統に分類されたが、

その(口)に分類される伝本として菊大路本を挙げ、

菊大路家本は鎌倉時代末の写本といわれ、東大史料編纂所に影写本が架蔵されている。同書はこの書出しから、「……和光ノ影モ知レタリ」(群書類従本三九九頁上四行目)までを欠くが、影写本上冊の端裏書に「八幡愚童記上末」とあることから、本来、「上本」があつたと考えられる。また同書は文明本とほとんど同じなので書出しの部分も同様であつたらうと推定する。

と、菊大路本の冒頭部の欠失を指摘された上で、その部分が文明本と「同様であつたらうと推定」され、分類案を示された。

小野氏の諸本論<sup>(13)</sup>でも、菊大路本の原本を見ておられず、東大影写本に拠つて、その本文を確認され、次のように記される。

所掲本は、類従本P三九九上L4以上、即ち、冒頭部分から神龜元年に筑前国若梧山に香椎宮を造つたその辺の様子を描写する部分(大系本P一七八下L12以前。大系本で【一】で括つている部分)までを欠く本である。その部分を記す本文が存在したらしいことは、書き出しの部分の裏(端裏書)に、「八幡愚童記上末」と記されていること(東大史料編纂所の影写本による)から、うかがい得るように思われる。

このように、これまでの諸本論では菊大路本の本文は、全て東大影写本に基づいて検討されており、その冒頭部にあたる上巻前半部が欠失した伝本であるというのが通説となっている。

ところが、石清水八幡宮にはその菊大路本が全四巻という形で所蔵されている。そこで次に、その菊大路本を確認する。

### 三、石清水八幡宮所蔵菊大路本 『八幡愚童記』

東大影写本の原本である菊大路本は現在、石清水八幡宮が所蔵しており、その目録である『続石清水八幡宮史料叢書』<sup>三</sup>（以下、『史料叢書』）に著録されている。その「序にかへて」で、村田正志氏が、

次に世に著聞する宇佐託宣集十四帖が存在する。同本には奥書がなく、その書写年代は詳かでないが、恐らくは近世初頭のものと思むべき古本である。これに類するものに、八幡愚童記全四巻が完備する。同書は八幡愚童訓とも称せられ、古写本として高野山本・筑紫家本等もあるが、石清水八幡宮に所蔵する菊大路家本は、元禄十年十月善法寺央清の奥書があり、この時修理が行はれたとの意のごとく、書写はこれより溯るものと解せられる古本である。

と、石清水八幡宮が所蔵する「宇佐託宣集十四帖」と「八幡愚童記全四巻」を紹介されたが、この「八幡愚童記全四巻」が、東大影写本の原本である菊大路本である。

『史料叢書』では「菊大路い之部」に、「いー3 八幡愚童記 上上一巻」「いー4 八幡愚童記 上末 一巻」「いー5 八幡愚童記 下上一巻」「いー6 八幡愚童記 下末 一巻」とあり、各々の書誌情報が記され、菊大路本が全四巻の形で、石清水八幡宮に現存する事が確認できる。

さらに、川上氏と是澤氏が東大影写本により、菊大路本の奥書とされた「元禄十年三月廿五日」付の修理記録を、村田氏は「元禄十年十

月善法寺央清の奥書があり、この時修理が行はれたとの意のごとく、書写はこれより溯るもの」と指摘される。この点から菊大路本は、全四巻が修理された元禄十（一六九七）年には、「上上」から「下末」までの全四巻の完備した形で菊大路家に傳來していたと認められる。なお、『史料叢書』の口絵には、全四巻の各々の巻首の図版が掲載されるが、この図版を見る限り、四巻とも全て同筆であると判断できる。

このように菊大路本は、東京大学史料編纂所が菊大路家で採訪した、明治三七（一九〇四）年以前から、全四巻の完備した形で傳來していた。つまり、これまでの諸本論で通説となっていた、菊大路本の上巻前半部の欠失というのは、菊大路本原本の欠失ではなく、東大影写本の不備に拠るものである。ただし、菊大路本の上巻前半部の影写が東京大学史料編纂所に残されなかった理由は、現在では不明とせざるを得ない。

ところで、この菊大路本全四巻は、すでに『神道大系 古典編十三』に翻刻本文（以下、『神道大系』）が収録されている。<sup>15</sup>

その『神道大系』『八幡愚童記』の解説で村田氏は、  
本書神道大系古典編に、この度収録する八幡愚童記は、前記石清水八幡宮所蔵本であり、その形態解説は最も正確忠実を期したものである。その根拠理由は種々存するが、その主要とするところは、同本が同書古写本として伝来および書写が正確良好であり、且つ完備するからである。すなわちその形態は、上上、上末、下上、下末の四篇から成る卷子本であり、．．．その書写年時は、

著作年時をあまり降らぬ頃のものとして認められるのである。

と、「同本は同書古写本として、伝来および書写が正確良好であり、且つ完備するからであ」り、「書写年時は、著作年時をあまり降らぬ頃のもの」と、菊大路本を翻刻する意義を示された。

この菊大路本の原本の翻刻を収録した『神道大系』の公刊により、東大影写本は、菊大路本の「上末」、「下上」、「下末」の三巻分を二冊に影写したものであり、菊大路本の「上上」一巻分を欠失している事が明らかとなった。

これまで『愚童訓』甲本の代表的本文として、東大影写本などを底本とした『寺社縁起』が利用されてきた。しかし、『神道大系』が公刊された時点で、三本の伝本の本文を取り合わせた『寺社縁起』は、菊大路本の翻刻本文という側面において、その研究上の役割を終えたとすべきである。

#### 四、『寺社縁起』と『神道大系』の本文比較

『神道大系』の公刊により、菊大路本の全容が明らかとなったが、これにより諸本論で問題となるのは、小野氏<sup>16)</sup>が、

所掲本は、次の京大甲本と合わせると、類従本の範囲を覆い得るのであるが、菊大路本のみを基準として、F類をたてた。

と、東大影写本を基にF類を立てられた点である。

小野氏は、東大影写本と京大本を比較され、「それ程の差異は認められない（一箇所を除いて）」と指摘されるが、『寺社縁起』と『神道

大系』の上巻前半部を比較すると、細かな異同の他に、大きな異同が四カ所見られる。それを『寺社縁起』と『神道大系』の該当頁を挙げ、各々の異同を破線と傍線で示すと、次のようになる。

A、『寺社縁起』一七〇頁下段一五行目から一六行目。

先ツ后ノ宮ニ御暇ヲ乞ヒ、様々ニ誘ヘ申サセ給ケレバ、猶モ御名残ヲ惜ミ、后申給ケルハ、

『神道大系』一一三頁六行目から七行目。

后ノ宮ニ御暇ヲ乞ヒ、御名残ヲ惜テ、速ソ可帰給、其儘ハ御待在レトソ誘ヘ申サセ給ケル、后ノ申シ給ヒケルハ、

B、『寺社縁起』一七五頁上段八行目から一一行目。

今ノ両大將軍ハ皇后ノ前後ニ随ヒ、左右ニ侍テ、樊噲・張良ガ漢祖ニ翼從シテ楚王ヲ誅伐シ、矜迦羅・制多迦ノ明王ニ奉仕シテ悪魔ヲ降伏シ給フ歟ト覚ヘタリ。越王軍ニアリシ二人酒ヲ送シカバ、江ニ注テ飲之、

『神道大系』一一〇頁九行目から一一行目。

今ノ両大將軍ハ、皇后ノ前後ニ随ヒ左右ニ侍テ、樊噲ト張良トカ漢祖ニ翼從シテ、楚王ヲ誅伐シ、矜迦羅制多迦ノ明王ニ奉仕シテ悪魔ヲ降伏シ給フ歟ト覚ヘタリ、呉起ハ將トシテ兵ノ癡ヲ病シカハ、親自吸フ之、戰士ヲ撫シカハ曾不惜命ヲ越王軍ニアリシ二人酒ヲ送シカハ、江ニ注テ飲シム之、

C、『寺社縁起』 一七六頁下段六行目から一一行目。

御帰朝アリシ勇々シサハ、戒日大王ノ五竺ヲ随へ、秦ノ始皇帝ノ六国ヲ滅シ、越王ノ夫差ヲ討ジテ会稽ノ恥ヲ雪シヨリモ勝タリ。異国ニ向シ士卒率ハ旧里ニ帰ル悦アリ。此土ニ残ル人臣ハ本主ヲ得タル勇アリ。異国ノ合戦ニ討勝事ハ雖毎度事也、敵国帰伏シテ日本ノ犬ト成リ、奉備年貢事、皇后ノ外ハ御坐サズ。

『神道大系』 一二三頁三行目から一一行目。

御帰朝アリシ勇々シサハ、戒日大王ノ五竺ヲ随へ、秦ノ始皇帝ノ六国ヲ滅シ、周武王鹿臺ヲ焼、殷ノ紂ヲ戮シ、漢ノ高祖ノ咸陽ヲ封シ項羽ヲ討シ、黄帝ノ蚩尤ヲ切テ天下ノ暗ヲ止メ、越王ノ夫差ヲ討シテ会稽ノ恥ヲ雪シヨリ勝レリ、異国ニ向シ士卒ハ舊里ニ帰ル悦アリ、此土ニ残ル人臣ハ本主ヲ得タル勇アリ、父子相會貌ハ西巴カ林ニ放テル麿ヨリモ過タリ、皇后瞻仰ノ眸ハ揚成カ郡ニ守タル民ヨリモ超タリキ、異国ノ合戦ニ討勝事ハ雖毎度ノ事也ト、敵国帰伏シテ日本ノ犬ト成リ奉備年貢事、皇后ノ外ハ御坐サス、

D、『寺社縁起』 一七七頁下段二行目から一五行目。

天竺ニハ、悉駄太子ノ妃耶輸多羅女御懷妊（アリシヲ見捨テ、家ヲ出デ、山ニ入、難行苦行シ給テ無上道ヲ得給フベキニ成シカ共、妃ノ御産ナラザリシ間ハ思食シ切ラズ、恩愛ノヨシミ成仏ノ障タリ。）六年ヲ経テ誕生シ御坐シキ。羅睺羅尊者是也。此尊者ノ前生、国王タリシ時、梨波都仙人參内ス。然ニ対面延引シ、六日儘無憂国ノ中ニシテ相待ツ。其報今感ジテ胎内ニ六年ヲ送り給

キ。祖父淨飯王、悉達ノ御子也ト云事ヲ恠ミ、猛火ノ中ニ投給ニ、御身無恙、火焰変ジテ成青蓮御足ヲ請ク。祖皇大ニ悦ビ、宮中挙リテ成礼。我朝神功皇后ノ、御産箇月ヲ過シ、合戦靜リテ後在御産事ヲバ、誰カ可奉疑。周伯陽ハ孕マレテ後、賢王ノ治世ニ生レ逢トセシ程ニ、八十一年ニシテ母ノ腹ヲ出ニケリ。南山大師・聖徳太子・弘法大師此三人ノ権者達、何レモ十二月ニテ出生アリ。加様ノ化人ハ時代ヲ計ル故ニ、着胎出胎、子ノ心ニ任セリ。

『神道大系』 一二四頁一一行目から一二五頁九行目。

天竺ニハ悉駄太子ノ妃耶輸多羅御懷妊在リシヲ見捨テ、家ヲ出テ山ニ入り難行苦行シ、始テ無上道ヲ得給ヘキニ成シカトモ、妃ノ御産ナラザリシ間ハ思食不切、恩愛トハ乍謂成佛ノ障リタリ、經六年ヲ御誕生ノ後ニコソ釋迦ハ成正覺給へ、此ノ生レ給フ皇子ハ羅睺羅尊者ノ御事也、此尊者ノ前生ニ国王ト坐キ、其ノ時キ梨波都仙人ト云シ者王宮ニ參テ、見參ニ入ヘキ由申セシニ、無憂国ノ中ニシテ、暫可相待、急キ可有御対面トハ乍仰、六日儘相見ヘ給ハサリシ故ニ、其報今感テ胎内ニ六年ヲ送り給ヘリ、祖父ノ淨飯王大ニ恠給テ、誠悉駄ノ御子ナラハ此火ニ莫燒事トテ、猛火ノ中ニ投給フ、然ニ皇子ノ御身無ク恙、青蓮生生出テ御足ヲ請ク、端正微妙ノ花ノ顔、翠ノ髮ハ雲ヲ垂レ、焰ニ燒ケ給ハネハ、祖皇自懷取り我孫也ト悦、宮中挙リテ成ス礼ヲ、悲母ノ御心ハ引カレテ御嬉ハ限ナシ、我朝神功皇后ノ御産箇月ヲ過コシ、合戦靜リテ後在シ御産事ヲハ、誰カ是可奉疑、周伯陽ハ孕マレテ後賢王ノ治世ニ出逢ントセシ程ニ、八十一年シテ母ノ腹ヲ出テケリ、欲レハ謂

之嬰兒ト年已八十、欲謂之老父ト又且新ニ生タリ、故謂之ヲ老子ト、生死苦比丘ハ六十年ヲ経テ白髮ト生セテ生ル、南山大師・聖德太子・弘法大師、此三人ノ権者ハ十二月ニテ御出生アリ、加様ノ化人ハ時代ヲ計ル故ナレハ、着胎出胎子ノ心ニ任セリ、

Aでは、『寺社縁起』の破線部「様々ニ誘へ申サセ給ケレバ、猶モ」が、『神道大系』には記されず、それに対して『神道体系』には、破線部「速ソ可帰給、其儘ハ御侍在レトソ誘へ申サセ給ケル、」とあり、両書の本文が一致しない。

B、C、Dでは、『寺社縁起』には記されていない本文を、『神道大系』は傍線部のように有している。また、Dには『寺社縁起』の破線部のように『神道大系』と表現が異なる点もある。

なお、Dでは『寺社縁起』の（「アリシヲ見捨テ、・・・成仏ノ障タリ」は、解説に「底本の欠を文明本によって補った（二）内がそれである」と記されているので、京大本の本文の欠失部を文明本で補われた部分であるが、その本文は、『神道大系』と共通している。

このように、『寺社縁起』と『神道大系』の上巻前半部を比較すると、両書の本文が一致しているとは認められない。この点を踏まえると、もし小野氏が、菊大路本の本文を『寺社縁起』ではなく、『神道大系』に拠って諸本を比較されていれば、提示された諸本分類も違う形であったかもしれない。今後は、小野氏の提示された分類に拠りながらも、改めて『神道大系』に基づく諸本論を進めていかなければならない。

さらに、石清水八幡宮に伝来した菊大路本を底本とする『神道大系』の意義は、西田長男氏<sup>(17)</sup>が、その内容から『愚童訓』甲本の成立に石清水八幡宮の社僧を推定された点からも重要であろう。

『愚童訓』研究には、諸本論や本文研究など、いまだ究明すべき課題が多い。本稿はそれらの課題に対し、今後の『愚童訓』研究の基礎とするものである。

注

- (1) 萩原龍夫「八幡愚童訓」（日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典 第五巻』、岩波書店、一九八四年）。
- (2) 日本思想大系20『寺社縁起』（岩波書店、一九七五年）。
- (3) 萩原龍夫「神祇思想の展開と神社縁起」（前掲書（2））。
- (4) 新城敏男「中世八幡信仰の一考察——八幡愚童訓の成立と性格——」（中野幡能編『民衆宗教史叢書 第二巻 八幡信仰』、雄山閣出版、一九八三年）。
- (5) 小野尚志「八幡愚童訓諸本研究 論考と資料」（三弥井書店、二〇〇一年）。
- (6) 小助川元太「行誓書写本『八幡宮愚童訓』考」（福田晃・中前正志編『唱導文学研究 第十一集』、三弥井書店、二〇一七年）。この論考では、小助川氏は『愚童訓』甲本の唯一の注釈書として、五葉道全訳注『八幡大菩薩愚童記 蒙古襲来の原典』（日本図書刊行会、一九九七年）を挙げられる。
- (7) 萩原龍夫「八幡愚童訓 甲 解説」（前掲書（2））。
- (8) 東京大学史料編纂所蔵影写本『八幡愚童記上・下』（請求記号3011—2）二冊。
- (9) 東京帝国大学『大日本古文書 家わけ 四ノ六』（東京帝国大学文学部史料編纂掛、一九一五年）。
- (10) 川上市太郎「多可鳥考（附記）八幡大菩薩愚童訓（記）に就いて」



(福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 第十四輯『元寇史蹟(地之巻)』、福岡県、一九四一年)。

(11) 是澤恭三「八幡愚童訓の諸本」(『かがみ』第十号、大東急記念文庫、一九六五年三月)。

(12) 新城氏前掲論文(4)「注4」。

(13) 小野氏前掲書(5)。

(14) 田中弘清『続石清水八幡宮史料叢書 三 菊大路家文書目録(石清水八幡宮文書目録3)』(石清水八幡宮社務所、一九八八年)。

(15) 神道大系編纂会『神道大系 古典編十三 海部氏系図・八幡愚童記・新撰亀相記・高橋氏文・天書・神別記』(神道大系編纂会、一九九二年)。

(16) 小野氏前掲書(5)。

(17) 西田長男「八幡愚童訓(神祇部一三 卷第一三) 第一輯」(『群書解題 第一巻中 神祇部(二)』、続群書類従完成会、一九六二年)。

#### 付記

貴重な資料の複写を御許可下さった東京大学史料編纂所、並びに石清水八幡宮に対し、心よりお礼申し上げます。

本稿は、頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラムによる国際ワークショップ「八幡縁起、その流伝と変容―絵巻・神話・地域社会―」での口頭発表(二〇一八年七月一二日)の一部に基づく。本稿を成すにあたり、ご教示下さった諸氏に対し、心よりお礼申し上げます。

本研究は、JSPS 科研費(18K12300・若手研究)『八幡愚童訓』の生成と展開に関する基礎的研究)の助成を受けたものである。

(つつい だいすけ 佛敎大学総合研究所特別研究員)